

動物愛護管理基本指針の点検結果

平成 18 年に指針が策定されてから毎年度実施してきた点検結果を取りまとめたもの。

- 第 1 回点検：平成 20 年 7 月 8 日実施（第 23 回中央環境審議会動物愛護部会）
- 第 2 回点検：平成 21 年 6 月 15 日実施（第 24 回中央環境審議会動物愛護部会）
- 第 3 回点検：平成 22 年 7 月 15 日実施（第 26 回中央環境審議会動物愛護部会）
- 第 4 回点検：平成 23 年 7 月 29 日実施（第 27 回中央環境審議会動物愛護部会）
- 第 5 回点検：平成 24 年 8 月 10 日実施（第 30 回中央環境審議会動物愛護部会）

指針	点検結果
<p>(6) 実験動物の適正な取扱いの推進</p> <p>現状と課題</p> <p>実験動物の飼養等については、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年 4 月環境省告示第 88 号。以下「実験動物の飼養保管等基準」という。）に基づき、自主管理を基本としてその適正化を図る仕組みとなっているが、本基準の遵守指導等を円滑に行うための体制整備が十分にされていない施設が一部にある。動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」（代替法の活用:Replacement、使用数の削減:Reduction、苦痛の軽減:Refinement）を踏まえた適切な措置を講じること等が必要とされている。</p> <p>講ずべき施策</p> <p>ア 関係省庁、団体等と連携しつつ、「3Rの原則」や実験動物の飼養保管等基準の周知が、効果的かつ効率的に行われるようにすること。</p> <p>イ 国は、実験動物の飼養保管等基準の遵守状況について定期的な実態把握を行うこと。</p>	<p>講じた施策</p> <p>文部科学省、厚生労働省、農林水産省では、所管する研究機関等に対して統一的な基本指針を策定し、本指針に基づき動物実験等の適正な実施を図っている。</p> <p>環境省は、パンフレット（「実験動物の適正な飼養保管等を推進するために（20年3月）」）を作成し、「3Rの原則」や実験動物の飼養保管等基準の周知を実施。</p> <p>実験動物を取り扱っている可能性がある団体等を対象として、実験動物の飼養保管等基準の遵守状況等についてアンケート調査を実施することによる実態把握。</p> <p>達成状況</p> <p>実験動物の飼養保管等基準の遵守状況について、環境省は、動物実験施設を有する可能性がある団体等 3,515 団体に対してアンケート調査を実施し、1,905 件の回答を得た（23 年度）。実験動物取扱施設のうち、約 91%が基準の内容を知っていた。また、約 76%の施設で基準内容に即した指針や要綱等を策定していた。</p> <p>文部科学省は、所管の 1,656 機関を対象に調査を実施（23～24 年度）。平成 24 年 3 月末までには、動物実験等を実施していると回答した全ての機関より、基本指針に基づく全ての対応を行っている旨の報告を受けた。</p>

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

現状と課題

動物の愛護及び管理の観点からする産業動物の適正な取扱いについては、国際的な動き、関係法令等との整合性、我が国の実情等を踏まえた上で飼養等の在り方を検討し、その普及啓発を進めていく必要がある。

講ずべき施策

ア 国は、動物の愛護及び管理に配慮した産業動物の飼養等の在り方を検討し、産業動物の飼養及び保管に関する基準に反映すること。

イ 産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性に関する普及啓発を推進すること。

講じた施策

農林水産省として検討会を立ち上げるとともに、検討会に採卵鶏、豚、ブロイラー、乳用牛、肉用牛及び馬の分科会を設置、アニマルウェルフェアの考え方に対応した畜種毎の飼養管理指針を作成。（「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針（23年3月）」）

達成状況

環境省による一般市民を対象としたアンケート調査(24年実施)では、アニマルウェルフェアの認知度は2割以下だったが、考え方の賛否については、約42%が概ね賛成し、約40%はわからないと回答。

(8) 災害時対策

現状と課題

地震等の緊急災害時においては、動物を所有又は占有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、国や地方公共団体、獣医師会、動物愛護団体等によって行われてきている。今後とも引き続きこれらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速に行われるようにするための体制を平素から確保しておく必要がある。

講ずべき施策

ア 地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けの明確化等を通じて、動物の救護等が適切に行うことができるような体制の整備を図ること。

講じた施策

地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けの明確化については、地方公共団体の対応が進展。

所有者の責任の徹底に関する措置の実施の推進については、普及啓発により実施。

第27、29、30、31及び35回動物愛護部会で被災犬猫への対応について議論

第29回動物愛護管理部会で警戒区域内の家畜への対応について議論

東日本大震災における各被災自治体や被災者を受け入れた自治体、関係団体等の被災動物対応についてとりまとめた記録集を作成。また、記録集のとりまとめ内容等を踏まえ、自治体や現地動物救護本部等が行う災害時の動物救護対策に係るガイドラインを作成。

イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。

災害時の備え等を含む飼い主の心構えについてまとめたパンフレット「見つめ直して 人と動物の絆」を作成、配布。

「平成 24 年度福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務」において、警戒区域内に残された被災ペットの保護活動を実施するとともに、臨時シェルターを設置して保護したペットの飼育管理及び譲渡を実施。

達成状況

【地域防災計画への記載状況】

19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
76 自治体	79 自治体	79 自治体	81 自治体	81 自治体

平成 19 年 7 月～新潟中越沖地震対応

平成 23 年 3 月～東日本大震災対応